### トピックス

# 技士会の継続学習制度(CPDS)の現況と 講習会の認定について

# 1. 継続教育制度(CPDS)の理念

継続教育制度(CPDS)の目的は、継続 的な技術力向上です。

全国土木施工管理技士会連合会(JCM)では、ユニット数(学習履歴の単位)取得の奨励、つまり積極的な講習会、研修会の受講の推進に非常に力を入れております。しかしその一方で、残念ながら講習会を受講して実力をつけていくというよりも、ユニット取得のみが目的と取りかねない例もあります。また、ユニットなどの数字に捉われない個人個人の自己研鑽が大切なのではないかという当会とは異なる考え方もあります。

ユニット取得のみが目的というのは JCMでも芳しい事とは思っておりません。 しかし「学問に王道はなし」という考え で、勉強した上でユニットを取得するとい うことは、技術力の向上に役立つと考えて います。ユニットに縛られない自己研鑽と いうやり方のCPDとは別々の道ではある が、技術力の向上という大きな目標は共有 していると考えています。

またJCMでは、ユニットを取得し、最終的に学習履歴を行政手続き等で活用してもらう事を念頭においていますので、受講証明書等の証拠書類の全数調査を行ない、確かに講習会を受講したという信頼性の確保に努めております。

## 2. CPDSの現状

CPDSの現状は、加入者数が現在約13万名、プログラムの承認件数は年約4万件です。個人で講習会を受けユニットを取得し



図 1

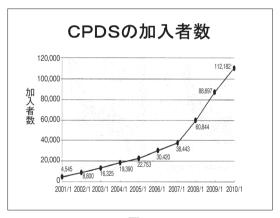


図2

た方がのべ年約25万件です。また、国内68 の発注機関において評価項目とされております(図1)。近年多くの行政機関がCPD 履歴を評価する傾向にあることからCPDS 加入者が増加しています(図2)。アメリカでも独自のCPDが行われており、州によっては採用しておりませんが、数年前に比べてCPDの学習履歴を評価する州の数は増加しております(図3)。



図3

# 3. 講習会の認定に関する課題と解決

JCMでは全数調査をして学習プログラムの信頼性や実際にプログラムを受講したかという信頼性を確保すると同時に、講習会自体が技術力向上につながる内容であるかを一つひとつチェックしております。その認定しないプログラムは他分野の内容、事務系職員の方を対象とする内容の場合です。また、通常の業務内容である場合も認定しません。講習会の内容全体に目を通し、部分的に内容を承認または非承認したりする場合もあります。では、学習プログラムが認定されない場合を詳しく見ていきます(図4)。

最初に別の専門分野だとして認定されな

# 認定しない学習プログラム例

- (1)専門分野が違うもの
  - 例:農業への参入講習
- (2)一般の人、労務管理者、事務系職員を主な対象とする ためのもの
  - 例:暴力団対策関係講習
- (3)通常業務に相当するもの
  - 例:個別工事の工程会議、個別工事検討会など
- (4)内容で技術の向上以外の部分は認定しないもの 例:現場所長研修、土木所長会議、社内連絡会議等

図 4

# 専門分野の判定

- ・技術者としてあまり実務に特化しすぎて も幅が狭くなる。
- ・他分野の講習は、利用などが土木構造物の設計にどう活かされるかという点から承認する。

他分野、計画、政策 → 土木構造物

図5

い場合についてです。専門分野をあまりに 狭く捉えると技術者としての幅も非常に狭 くなるため一部他分野の講習会を認定して います。その時認定するか否かの判断は、 その学習内容が道路構造物等の設計にどの ように活かされるかという点が含まれているかを見て判断します。活かされることが 記述されている場合のものを認定していま す。他分野だけというような講習会につい ては認定をしないという処理をしておりま す(図5)。

それから、論文作成を認定しておりますが、この場合に一応図表を含め、1500字程度を2枚以上ということです。ただし、あまりこれを厳しくやりますと、非常に忙しい現場で技術者の方が論文を書けるかという問題もあります。実際の運用では最近はこの文字数については少し甘くなっております。大事なことは、"論文の中に現状の問題点、特に工事現場問題点の把握と、その改善・工夫を含んでいるかどうか"という点を見て、これがない場合には、概ね不受理になっております。

それから、非承認というわけではありませんが、ユニット数を算定するときに、いろいろ区別があります(図6)。その例の一つは、年間のユニット数に上限を設けて

### ユニット数の求め方の例

#### 1. 年間取得ユニットに上限のある学習プログラム

学習プログラム	形態コード	上限ユニット	
社内研修	101	6	
インターネット学習、 DVD学習、映画等	402	6	

#### 2. 時間当たりユニット数が少ないプログラム

学習プログラム	形態コード	対象者	単位	期限の 起算日	単位当たり ユニット	
技能講習、参加 時間の確認が できない技術フェア・発表会 など	104	受講者	1時間	開催日	0.5	

図6

いる場合です。これはどういった場合であ るかといいますと、一つは社内研修で、こ れは年間6単位で、講習会相当で6時間分 という上限を設けています。それから、イ ンターネット学習、DVD、映画等につき ましても、6単位という上限を設けており ます。このような年間上限で制限を課す場 合と、1時間あたりのユニット数を通常講 習会ですと1時間1単位ですが、これを半 分にしている例があります。そのうちの一 つは技能講習です。CPDSは施工管理技士 を主に対象としておりますが、技能士の方 の講習も認定しております。しかし、認定 をするけれども、時間当たりのユニット数 は半分にする、という処理をしておりま す。

この社内研修と技能講習について、これに該当するかどうかというものが処理上は 大きい問題になっております。ここのとこ ろを少しご紹介します。社内研修の判定で すが、社内研修の場合は上限があるもので すから、一般講習として認定してほしい、 という申請に対して、社内研修であるかど うかを判定して、社内研修だと判定された ものは、社内研修に変更して認定するとい う処置をしております。この判断の基準と して、主催者が建設会社の場合、もしくは 会場が建設会社の場合には、基本的に社内 研修としてみなすというようなことで処理 をしております。基本的6ユニットの上限 を設けている理由は、非常に数少ないので すけれども、処理をしている中でやはり間 題がある社内研修が見られる場合があるこ と、もう一つは発注者のアンケート調査等 についても社内研修を認めるべきではない といった意見が多いということ、でありま

それから、先ほどの技能講習の件ですが、例えば、ブルドーザーの運転等の講習を主に念頭においておりますが、この判定は、一つはタイトルで判定します。また内容は、技能、作業、運転、操作等の言葉が入っていて、その対象は数種類あるいは一種類であるような場合には、技能講習という認定になり、1時間あたり0.5ユニットで認定しております。

以上のように認定しないというマイナーな方向の話になりましたけれども、基本的にはユニットを取得して頂ければ、それだけ技術力を向上させるシステムというように改善していきたいと思っております。